

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
日休む、
翌日
の翌日)

目 次

◇ 告 示 選挙管理委員会の招集（地方課）

土地改良事業の認可申請の適否の決定（二件）（農村整備課）

土地改良法による土地改良事業の認可（〃）

保安林の指定の解除予定（二件）（造林課）

県道の区域の変更（道路課）

◇ 公安告示 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による聴聞（防犯少年課）

◇ 公 告 あん摩マッサージ指圧師試験等の実施（医務課）

告 示

鳥取県告示第八百八十四号

平成四年第一回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成三年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一日時 平成四年一月七日（火） 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員会

三 議題

1 鳥取県選挙管理委員会委員長の選挙について

2 平成四年新成人研修会の開催要領について

鳥取県告示第八百八十五号

郡家町が行う土地改良事業（中山間地域農村活性化総合整備事業明辺地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成三年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年一月四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

郡家町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百八十六号

郡家町が行う土地改良事業（中山間地域農村活性化総合整備事業落岩地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成三年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年一月四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

郡家町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、郡家町が行う土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業麻生地区農道整備）を平成三年十二月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成三年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百八十八号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成三年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市伏野字砂濱二二五九の二

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

社会福祉施設用地とするため

鳥取県告示第八百八十九号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成三年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡赤碓町大字笹津字濱一九二の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

河川用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び赤碓町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第八百九十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成四年一月四日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

平成三年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	変更前後別 (敷地の幅員 (メートル))	延 (メートル)
倉吉福本線	倉吉市富海字出会河原八七二一 一地从先から同市富海字大境八七 〇地先まで	変更前 一一・〇〇	一一・五
		変更後 三五・〇〇 四四・八	一一・五

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第百一十一号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第四十一条第一項前段の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同項後段の規定により告示する。

平成三年十二月二十七日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

一 聴聞の期日及び場所

平成四年一月十六日 午後三時三十分

鳥取市東町一丁目二〇 鳥取県公安委員会委員室（鳥取県庁本庁舎七階）

二 被聴聞者の住所及び氏名

鳥取市弥生町三三三
有限会社ビンプ

公 出

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第2条第1項に規定するあん摩マッサージ指圧師試験、はり師試験及びきゆう師試験を次のとおり実施する。

平成3年12月27日

鳥取県知事 西 尾 忠 次

1 試験の日時及び場所

区 分	日 時	場 所
あん摩マッサージ指圧師試験	学科試験 平成4年2月13日（木） 午前9時から	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂
	実地試験 平成4年2月14日（金） 午前9時から	鳥取市東町一丁目271 鳥取県職員会館
はり師試験	学科試験 平成4年2月13日（木） 午前9時から	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂
	学科試験 平成4年2月14日（金） 午前9時から	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎第28会議室
	実地試験 平成4年2月14日（金） 学科試験終了後	鳥取市東町一丁目271 鳥取県職員会館
きゆう師試験	学科試験 平成4年2月14日（金） 午前9時から	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎第28会議室
	実地試験 平成4年2月14日（金） 学科試験終了後	鳥取市東町一丁目271 鳥取県職員会館

2 受験資格

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第2条第

1 項に規定する者（文部大臣の認定した学校若しくは厚生大臣の認定した養成施設（以下「学校等」という。）を卒業した者若しくは学校等においてそれぞれあん摩マッサージ指圧師、はり師若しくはきゅう師になるために必要な課程を修了した者又は平成 4 年 3 月に学校等を卒業し、若しくは課程を修了する見込の者）

3 試験科目

(1) あん摩マッサージ指圧師試験

学科試験 解剖学、生理学、病理学、衛生学（消毒法を含む。）、
診察概論、臨床各論、医事法規及びあん摩マッサージ指圧
理論

実地試験 あん摩マッサージ指圧実技

(2) はり師試験

学科試験 解剖学、生理学、病理学、衛生学（消毒法を含む。）、
診察概論、臨床各論、医事法規、はり理論、漢方概論及び
経穴概論

実地試験 はり実技

(3) きゅう師試験

学科試験 解剖学、生理学、病理学、衛生学（消毒法を含む。）、
診察概論、臨床各論、医事法規、きゅう理論、漢方概論及
び経穴概論

実地試験 きゅう実技

4 受験申込手續

(1) 提出書類

ア 受験願書（所定の様式によること。）

イ 履歴書（所定の様式によること。）

ウ 学校等を卒業したことを証する書面（以下「卒業証明書」という。）又は学校等においてそれぞれあん摩マッサージ指圧師、はり師若しくはきゅう師となるのに必要な課程を修了したことを証する書面（以下「修了証明書」という。）（平成 4 年 3 月に学校等を卒業し、又は学校等において必要な課程を修了する見込みの者においては、当該事項を証する書面（以下「見込証明書」という。））。この場合において、平成 4 年 3 月末日までに卒業証明書又は修了証明書を提出しないときは、見込証明書は無効とする。）

エ 写真（出願前 6 か月以内に脱帽して正面から撮影した縦 6 センチメートル、横 4 センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。）

オ 同時にはり師試験及びきゅう師試験を受けようとする者において、はり師試験及びきゅう師試験共通科目免除願書（所定の様式によること。）

カ 既にはり師試験又はきゅう師試験に合格し、更にあん摩マッサージ指圧師試験、はり師試験又はきゅう師試験を受けようとする者にあつては、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師試験既受験科目免除願書（所定の様式によること。）及びその合格証書の写し

(2) 提出先

鳥取市東町一丁目 220 鳥取県衛生環境部医務課

(3) 提出期間

平成 4 年 1 月 16 日（木）から同月 22 日（水）まで（郵送の場合は、

平成4年1月22日(水)までの消印があるものは、有効とする。)

(4) 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験票を交付する。

5 試験手数料及びその納付方法

(1) 試験手数料 11,000円

(2) (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を、受験願書の右上余白部にはり付けること。この場合、消印しないこと。

6 携行品

(1) 学科試験

受験票及び筆記用具(点字タイプライター、点字器等を含む。)

(2) 実地試験

手指消毒用具及びあん摩マッサージ指圧師試験にあってはすべり剤及び日本手ぬぐい(1枚)、はり師試験にあっては鍼箱(寸六鍼箱)及び灸転器

7 合格者の発表等

(1) 合格者は、平成4年3月10日(火)午後1時に、鳥取県庁本庁舎の一階掲示板にその受験番号を掲示して公表する。

(2) 合格者には、合格証書を交付する。

8 その他

(1) 学科試験は、筆記又は点字によるものとする。

(2) その他受験についての詳細は、鳥取県衛生環境部医務課(電話番号0857-26-7189)に問い合わせること。